

当籤者決る

請願や陳情の要領

各地の皆様から市議会に請願陳情される方が最近増加の傾向がありますが、その内容形式に不なものが多く、これから請願や陳情書を出される方は次の点を特にはっきりとして下さい。

三、請願者の住所、職業、氏名、年齢、を記載し捺印すること（一人の場合は代表者の自署と法人印章）。（大分市議会会議規則）

りません。紹介職がなければ陳情書となりますが、陳情書はによって必ず受理しなければならぬという規定はありません。そのため場合によっては、受理しないこともありますので、な

べく紹介議員を経て請願書とす
よう御願致します。

尚議會で審議した結果は本人
通知しますが、議會で採択され
ますと執行されるとは限りませ
ので、御承知下さい。

(議會事務局)

刻分の令書が
ました
ませう

八四〇へ！
南大分派出所へ
が八月十一日に架設されました